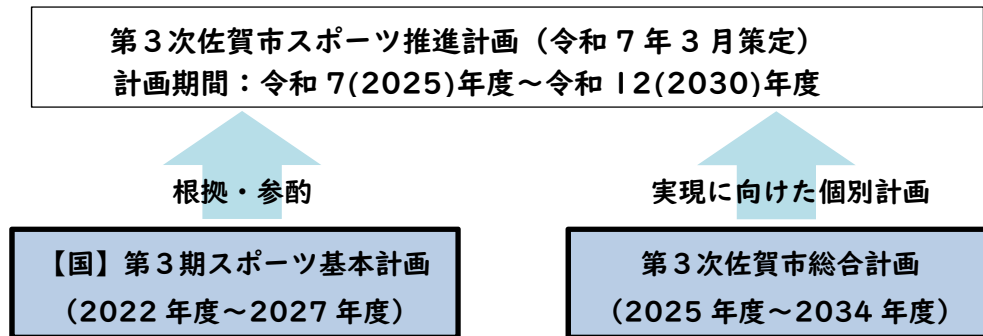


佐賀市スポーツ推進計画 計画策定について

1. 計画策定

スポーツ基本法第10条に、「地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツに関する計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されている。

平成26(2014)年度 佐賀市スポーツ推進計画 策定(2015年度～2019年度)
令和元(2019)年度 第2次佐賀市スポーツ推進計画 策定(2020年度～2024年度)



2. 第2次佐賀市総合計画

■ 施策 第5章 5 誰もが親しめる市民スポーツの充実

■ めざす姿(成果目標)

市民誰もが、生涯を通じてスポーツに親しむことができ、いきいきと暮らしている。

■ 成果指標と目標値

日常的に(週1回以上)スポーツをしている市民の割合を2024年度までに60.0%へ引き上げる。

年度	基準値 平成30(2018)年度	現在値 令和4(2022)年度	目標値 令和6(2024)年度
割合(%)	50.6%	50.6%	60.0%

3. 第2次佐賀市スポーツ推進計画

自ら身体を動かす「する」スポーツだけでなく、スポーツ観戦などの「みる」スポーツ、スポーツの指導やボランティアなど「ささえる」スポーツといった、それぞれのスポーツへの関わり方を推進する。

生涯スポーツの推進

競技スポーツの推進

スポーツ施設の整備と活用

4. 第3次推進計画での検討課題(事務局想定)

○プロスポーツチームとの連携

佐賀バルナーズ、サガン鳥栖、久光スプリングスを活用したスポーツによる賑わいづくり

○新たなスポーツへの取組

アーバンスポーツ(スケートボード、BMX、3×3バスケットボールなど)に触れて、取り組む機会の創出

※e スポーツ、マインドスポーツ(囲碁、将棋、チェスなど)について協議・検討が必要

○国スポ・全障スポのレガシー

SAGA国スポ・全障スポで高まった市民のスポーツへの関心の高まりを活かしたスポーツ参画の促進